

令和4年度 会津若松市総合防災訓練の実施について

危機管理課

1 目的

災害対策基本法、会津若松市地域防災計画に基づき、防災関係機関、各種団体及び地域住民が一体となって協力し、総合的な防災訓練を実施することにより、災害時の応急対策が円滑かつ的確に行われるよう、地域防災体制の確立と住民の防災意識の高揚を図ることを目的とする

2 ねらい

令和4年度の訓練においては、住民の避難行動の理解促進、防災関係機関と市の連携確認、要支援者対応、避難所開設時の感染症対策や要配慮者対策に重点を置いた訓練とする。

- (1) 市民一人ひとりが、住んでいる地区の災害リスクの把握、大雨などの異常気象時にとるべき行動と早期避難の重要性を理解し、自助及び共助の強化を図る
- (2) 災害時の防災関係機関や災害応援協定先、庁内関係部署間の連携を確認する
- (3) 迅速な情報提供及び広報体制を確認する
- (4) 避難行動要支援者への避難情報の周知、避難支援や避難所における適切な対応を確認する
- (5) 避難所でのプライバシー保護、感染症対策や要配慮者対策（バリアフリー対策など）を確認する

3 訓練内容

- (1) 日時 令和4年11月20日（日）午前9時～12時

- (2) 訓練会場 小金井小学校

- (3) 訓練想定

近年は異常気象による災害が多発しており、特に、台風等による豪雨災害が全国で発生し、各地に大きな被害を与えている。このことから、水害時における避難情報の確実な伝達及び要配慮者をはじめとする住民避難の実効性を確認するとともに、防災関係機関・団体と連携した災害対応訓練を実施する。

<災害想定>

台風等の大雨による湯川の洪水

4 訓練項目

- (1) 情報伝達訓練【市・防災関係団体】
 - ・あいべあ、緊急速報メール、Yahoo!防災アプリ等による避難情報の伝達
 - ・広報・伝達班及び消防団による避難広報
 - ・湯川のサイレンによる東山ダム放流情報の伝達
- (2) 避難所開設・運営訓練【市・学校・住民】
 - ・避難所運営マニュアルに沿った対応訓練
 - ・避難所開設時の感染症対策
- (3) 住民避難行動訓練（要支援者避難対応訓練）【市・地域関係団体・住民】
 - ・あいべあ等による避難情報を合図とした避難所への避難
 - ・要支援者の災害時における避難支援の確認
- (4) 防災講習【市・防災関係機関・その他団体・住民】
 - ・自主防災組織等に関する講習
 - ・救急講習及び応急技術講習
- (5) 災害ボランティアセンター設置訓練【市・地域関係団体】
 - ・災害ボランティアセンターの設置及び募集・派遣
 - ・災害ボランティアセンター等に関する展示

- (6) 水防訓練【防災関係機関】
 - ・土のう作成及び積み土のう工法
- (7) 給水訓練【市・その他団体】
 - ・給水車を利用した給水所の設置
- (8) 情報収集訓練
 - ・消防本部のドローンによる情報収集（会津若松消防本部）
 - ・災害時応援協定に基づく民間ヘリコプターによる情報収集（ジャパンフライトサービス）
- (9) 防災展示体験コーナー【市・防災関係機関・一般企業・その他団体】
 - ・あいべあ登録ブース（情報統計課）
 - ・降雨体験車による豪雨体験及び排水ポンプ車の展示（阿賀川河川事務所）
 - ・信号機が使用できないことを想定した手信号体験（会津若松警察署）
 - ・災害備蓄品の展示（コメリ災害対策センター）
 - ・ロープワーク体験や災害時に役立つ日用品等の展示（福島県防災士会会津方部）
 - ・デジタル防災に関する展示（AiCT コンソーシアム）

5 訓練参加機関・団体（順不同、敬称略）

- (1) 学校
会津若松市立小金井小学校
- (2) 地域関係団体
城西地区区長会、若松第2地域包括支援センター、地域障がい者相談窓口、
会津若松市社会福祉協議会、ボランティア学園
- (3) 一般企業
NPO 法人コメリ災害対策センター、有限会社ジャパンフライトサービス、
一般社団法人 AiCT コンソーシアム
- (4) 防災関係機関
北陸地方整備局阿賀川河川事務所、会津若松建設事務所東山ダム管理所、
会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部、会津若松消防署、会津若松警察署、
会津若松市消防団
- (5) その他団体
会津若松市婦人消防隊連絡協議会、福島県防災士会会津方部、
会津若松市自立支援協議会、福島県手話通訳問題研究会会津班

6 中止基準について

- (1) 訓練前日 19 日（土）午前 9 時時点又はそれ以降において、会津若松市に大雨、洪水、
暴風の気象警報が発表されている又は発表された場合
※訓練当日に気象警報を発生する可能性が高い状況など、気象状況を総合的に判断する
- (2) 訓練前日午前 9 時以降において、会津若松市に震度 4 以上の地震が発生した場合
- (3) 新型コロナウイルスの感染状況により、訓練実施困難と判断した場合
- (4) その他、訓練の実施が困難と思われる事案が発生した場合